

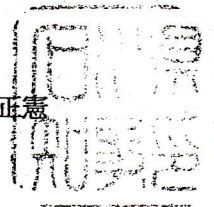
石川県指令県央土第21-1-208号

金沢市小立野3丁目28番12号
辰巳用水土地改良区

平成22年3月19日付けで申請のあった河川占用継続については、河川法（昭和39年法律第167号）第24条の規定により、次のとおり許可する。

平成22年3月26日

河川管理者
石川県知事 谷本 正憲



- 1 河川の名称
二級河川 犀川水系 犀川
- 2 目的
用水堰取水施設の用に供する。
- 3 場所
右岸 金沢市上辰巳町観12番27号 地先
- 4 面積は
363平方メートル（占用部分は申請書のとおり）
- 5 占用の期間
平成22年4月1日から平成32年3月31日まで
- 6 占用料金は
免除する。
- 7 占用期間中次の各号の一に該当する場合は、この指令を取消し、条件を変更し、既設工作物を除去させ、原形の復旧を命じ、又はその占用によって生ずる危害の予防に必要な施設をなさしめることがある。ただし、この場合における損失は補償しない。
 - (1) 占用目的及び方法がこの指令に反したとき。
 - (2) 許可後に生じた事実によって必要を認めたととき。
 - (3) 公益上又は公安上必要を認めたととき。上記各項のほか、河川法（昭和39年法律第167号）及び石川県河川規則（昭和40年石川県規則第59号）に定める関係条項を完全に履行遵守しなければならない。

なお、当該許可は、石川県指令金土木第1610191で許可したものの継続許可である。

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に行政不服審査法の規定により、国土交通大臣に対して審査請求をすることができる。